

# 広島県飲食業生活衛生同業組合三原支部規約

(厚生労働省 公認広島県飲食業生活衛生同業組合)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 広島県飲食業生活衛生同業組合三原支部は、組合員相互の意思疎通を図り、事業の発展と繁栄を増進し、食品衛生の向上に努め、経済、食文化等に関する諸問題を調査研究し、諸団体と相互協力して地域社会の正しい発展に寄与しながら、組合員の連携を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本組合は厚生省公認、広島県飲食業生活衛生同業組合三原支部（以下「本組合」という）と称する。

(資格)

第3条 本組合は三原市内に店舗を有し飲食業を営むものを以って組織する。

(事務所)

第4条 本組合の事務所は三原市内におく。

## 第2章 事業

(事業)

第5条 本組合は、第1条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の親睦及び相互の啓発に関する事項
- (2) 食品衛生の向上発展の実施
- (3) 経済、食文化等に関する調査研究及び講習会、研修会の開催事項
- (4) 官公庁及び諸団体との連携、推進に関する事項
- (5) 組織員及び従業員の福利厚生に関する事項
- (6) その他、前項の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 組合員・特別会員

(加入)

第6条 本組合に加入しようとする営業者は、氏名・名称・住所及び営業を行う場所、その他必要事項を記載した加入申込書に、加入金を添えて提出しなければならない。

(構成)

第7条 所定の会費を完納し、本組合に加入手続きを済ませた組合員・特別会員をもって構成する。

(休止及び脱退)

第 8 条 本組合を休止及び脱退しようとする場合は、その旨と理由を記載し所定の手続きをおえるものとし、その日から資格を失う。

(除 名)

第 9 条 組合活動を著しく阻害し非協力的組合員、かつ社会的に組合の名誉を傷つけた組合員は総会の決議により除名する事ができる。

## 第 4 章 組織及び役員

(役 員)

第 10 条 本組合に、次の役員を置く。

支 部 長	1 名	副支部長	若干名	専務理事	1 名
会計理事	1 名	会計監事	2 名	理 事	若干名

(役員任期)

第 11 条 本組合の役員任期は 2 年間とする。(但し再選は妨げない)

(顧問、相談役・常任相談役、参与)

第 12 条 本組合に顧問、常任相談役、相談役、参与を若干名置くことができる。

1. 顧問は社会的地位及び学識経験のある者のうちから、又相談役、参与は業界有識者功労者のうちから役員会の決議を経て支部長が委嘱する。
2. 顧問、常任相談役、相談役、参与は支部長の諮問の応じまた業務について意見を述べる事が出来る。但し議決権はない。

(役員職務)

- 第 13 条
1. 支部長は組合を代表し組合業務を総理する。
  2. 副支部長は支部長を補佐し支部長に事故あるときは業務を代行する。
  3. 専務理事は支部長・副支部長を補佐し、組合業務を掌理し、支部長及び副支部長に事故あるときは職務を代行する。
  4. 会計は組合の会計を掌理執行する。
  5. 理事は組合の業務の執行にあたる。
  6. 会計監査は組合の財産、庶務、決算状況等を監査し総会に報告する。

(役員選任)

- 第 14 条
1. 理事は地区より選出し、総会に於いて承認を得る。
  2. 支部長、副支部長、専務理事及び会計理事は総会に於いて承認を得る
  3. 会計監査は総会に於いて選出する。
  4. 特別会員は役員に選出される権利を有しない。

## 第 5 章 会議

(会 議)

- 第 15 条
1. 本組合の会議は、定期総会、臨時総会、理事会、各部会とする。
  2. 総会等会議の議長は支部長とし、支部長等事故あるときは副支部長とする。
  3. 定期総会は毎年事業年度終了後 3 ヶ月以内に行い、臨時総会は必要と認めた

時理事会の決議を経て支部長が招集する。

4. 理事会は理事を以って組織する。

(総会の付議事項)

第16条 次に掲げる事項は総会の決議を経なければならない。

1. 規約の設置改廃
2. 事業計画の設定及び改廃
3. 収支予算書及び収支決算書の承認
4. その他組合の運営に重要な事項

(組合員の表決権)

- 第17条
1. 組合員は各1個の表決権を有する。
  2. 会議は各構成員の過半数の出席を以って成立する。
  3. 会議は委任状を認める。
  4. 議事の決定は出席者の過半数を以って決定し、可否同数の場合は議長の決すると事によるものとする。
  5. 特別会員は表決権を有しないものとする。

(理事会)

第18条 理事会は原則として1ヶ月に1回開催するものとする。

## 第6章 会計

(会計年度)

第19条 本組合の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。

(監査)

第20条 支部長は定期総会等に次の書類を作成し、理事会の決議を経て監査に提出せねばならない。

事業報告書、収支決算書、財産目録、次年度事業計画書、次年度予算書  
監査は、上記の書類を受理時、監査意見を添えて総会に報告する。

(加入金及び会費)

第21条 本組合の会費は、1店舗当たり月額次の通りとする。

- ・新規加入金 5,000円 但し借入される場合は10,000円
- ・法人組合員 1,500円
- ・普通組合員 1,000円 但し新入会委員が借入の場合1年分を納入する。

(但し希望により6ヶ月、1カ年分一括納入することができる。)

(1カ年以上会費未納の場合は脱会とみなす。)

## 第7章 附則

第22条 本組合に次の帳簿を置く。

組合員名簿、金銭出納簿、組合費台帳、財産台帳、議事録等

第23条 本組合に若干名の職員を置く事ができ、給与は理事会で定める。

第24条 この規約の運営に関する手は総会に於いて決議する。但し細則については理事会において定める。

- 第25条 その他必要な規定は、理事会で定める。
- 第26条 この規約は、平成 3年 4月 1日から実施する。  
この規約は、平成18年 4月 1日から実施する。  
この規約は、平成21年 4月 1日から実施する。  
この規約は、平成21年 7月 6日から実施する。  
この規約は、平成23年 4月 1日から実施する。  
この規約は、令和 3年 5月 28日から実施する。

## 表彰・慶弔・旅費に関する細則

- 第1条 この細則は、三原支部規約第24条に基づいて定める。
- 第2条 次の各項に該当するときは弔慰金及び見舞金を送ることができる。
1. 組合員及び家族が死亡したときは、次の通り弔慰金を送る。
    - (1) 本人の場合 金5,000円
    - (2) 家族の場合 弔電
  2. 組合員が災害により相当な被害を受けたときは、見舞金を送ることができる。  
金額については災害の程度を考慮してその都度定める。
- 第3条 次の各項に該当するときは、表彰することができる。
1. 組合員で組合運営上特に功労がありと認められたときは、理事会の承認を経て県本部へ申請し表彰することができる。(永年施設表彰・優良施設表彰)
  2. 組合員の雇用する従業員で次の事項に該当するときは、理事会の承認を経て県本部へ申請し表彰することができる。
    - (1) 同一店舗に10年以上勤務し、優良従業員表彰式従業員とし他の模範となる方で雇用主の申請があったとき。
- 第4条 次の各項に該当する場合は旅費を支給することができる。
1. 理事会が必要と認めた組合業務の出張については、次の通り旅費を支給する。
    - (1) 県内は実費支給する。
    - (2) その他の地区及び宿泊を要する出張については、その都度理事会に於いて定める。
- 第5条 その他
1. 組合の運営上理事会の決議を経て部会を設置することができる。
  2. 青年部・女性部は組合員及び家族従業員の男女で構成する。

# 三原焼き振興会 規則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「三原焼き振興会」(以下「本会」という。

(活動の目的)

第2条 本会員は、「三原焼き」という統一名称で、鶏モツ入りのお好み焼きをお客様に提供するとともに情報発信し、三原の新たな観光資源としての定着をめざす。  
また、本会の活動を通じお好み焼き提供店の連携を図り、観光客に三原市の魅力を提供できる人材として成長をめざし、地域の活性化に寄与する。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 三原焼きの普及活動
- (2) その他目的達成に必要な事業

## 第2章 組織

(組織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する事業所・個人・団体で組織する。

- 2 本会に加入を希望する者は、広島県飲食業生活衛生同業組合三原支部(以下「飲食組合」という)の組合員または特別会員として加入し、本会所属の希望を申出しなければならない。
- 3 会員として入会できるのは、お好み焼き店を経営される方、もしくはお好み焼き店へ食材等を提供するお店を経営する方で、会の目的に賛同する者とする。

## 第3章 役員等

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
事務局長	1 名
幹 事	1 名以上

- 2 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 3 役員は、部会において、会員のうちから選出し、又は解任する。

(役員の職務)

- 第6条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。
  - 3 事務局長は事務局として庶務を行う。
  - 4 幹事は業務及び事業実施の支援を行う

(会議)

- 第7条 本会の会議は、部会とし、部会長が招集する。
- 2 部会は、会員により構成し、本会の事業計画、予算、決算、本規約の変更その他本会の運営する重要なことについて付議し、飲食組合役員会へ上程する

(部会の議長)

- 第8条 部会の議長は、部会長をもって充てる。

#### 第4章 補足

- 第9条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、部会で協議を行い、飲食組合役員会へ上程し協議の上決定する。

附則

この規約は、令和5年 4月 1日から施行する。